

高知県歯の健康キャラクター使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、歯の健康のイメージアップを図るために作成した高知県歯の健康キャラクター「ハハハ3きょうだい」及び「ハハハ大臣」（以下「3きょうだい等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(届出)

第2条 3きょうだい等を使用したい者は、あらかじめ3きょうだい等使用願（以下「使用願」という。（様式第1号））を高知県健康政策部保健政策課長（以下「課長」という。）に提出しなければならない。

ただし、課長が適当と認めたときはこの限りではない。

(承認)

第3条 使用願の提出があった場合には、課長は、その使用願を審査し、適当と認める場合は、3きょうだい等使用承認通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(承認の条件)

第4条 課長は、第2条の規定による使用願の届出があった場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は使用を承認しない。

また、使用を承認した後であっても使用が次の各号のいずれかに該当することが発覚した場合は使用の承認を取り消し、その使用を差し止めることができる。

- (1) 別紙に定める「使用基準」に反するとき。
- (2) 3きょうだい等や著作者、および著作権者のイメージを傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (3) 有料物に利用するとき。ただし、歯科保健関係団体が歯科保健推進のために製作する有料物に利用する場合は除く。
- (4) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の政党、候補者、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) その他、3きょうだい等の使用について不適當と認めるとき。

(使用の遵守事項)

第5条 3きょうだい等を使用するにあたっては、別紙に定める承認の条件のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに課長に提出すること。但し、完成見本の提出が困難なものについては、作成以前にはその写真をもってかえることとし、作成後は速やかに提出すること。
- (3) その他、課長が特に付した条件に従って使用すること。

- (4) 使用者は、3きょうだい等の使用に際して商標登録出願を行うことはできない。
- 2 3きょうだい等を使用することにより、利益を生ずる場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 利益は高知県の歯科保健推進のために活用すること。
 - (2) 利益の利用方法は使用願により提出すること。
 - (3) 3きょうだい等の使用に係る収入及び支出については、他の事業と区別すること。
 - (4) 3きょうだい等を使用するにあたり、使用料の支払いが発生する場合は事前協議によって定められた条件に則り支払うこと
- 3 課長は、必要がある場合は、使用状況及び収支状況につき調査し、又は報告を求めることができる。
- 4 課長は、使用が第1項または第2項のいずれかに違反することが発覚した場合は、使用の承認を取り消し、その使用を差し止めることができる。

(届出内容)

- 第6条 使用が承認された者が、提出した使用願の内容を変更しようとするときは、あらかじめ3きょうだい等使用変更願(様式第3号)を課長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合においても、承認については第4条の規定に準ずる。
- 3 使用変更願の承認後においても、前条を遵守しなければならない。

(使用状況等の報告)

- 第7条 第3条の規程により使用を承認された者は、使用の承認を受けた物件完成後、すみやかに課長まで2部送付すること。
- 2 課長は、必要がある場合は、前項以外に使用状況及び収支状況につき調査し、又は報告を求めることができる。
- 3 課長は使用承認状況について、当該年度の3月31日までに、3きょうだい等使用承認状況報告書(様式第4号)により、3きょうだい等の著作権者である、株式会社やなせスタジオに報告しなければならない。

(補足)

- 第8条 この規定に定めるもののほか、3きょうだい等の使用の取扱いについて必要な事項は、課長が別に定める。

付則

- この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年1月29日から施行する。
- この規則は、令和4年6月6日から施行する。

この規則は、令和5年3月30日から施行する。

【別紙】

◆使用基準

1. 本キャラクターの世界観・設定に合わない使用は、許諾できないことがある。
2. 本キャラクターのイメージ保護のため、下記にあげるものへの使用は不可とする。
 - A. 暴力、危険物など、悪い印象を与えるものへの使用
 - B. 宗教や特定の思想に関するものへの使用
 - C. 特定の企業や商品を直接的に推奨する広告等への使用
 - D. 本キャラクター以外の著作物、キャラクター等との混同、コラボレーション
3. 本キャラクターを利用する際は、指定色以外の色や、モノクロ以外で使用したり、形状を変更したりすることはできない。
4. 本キャラクターにセリフをつける場合、本キャラクターの言葉遣いについて事前に確認するものとする。
5. 本キャラクターを使用する場合、使用方法に関する承諾を県から受けた後は、その実際の使用についてラフ案、色校正、品質に関する、県の事前の確認が合わせて必要となる。必ず都度、監修を受けること。
6. 本キャラクターについて、イラストの反転使用はしない。
7. ロゴ・文字等を本キャラクターに重ねるデザインは避ける。
8. 本キャラクターを使用した立体物の製作については、スケッチ（企画書・ラフ案）、原型（仮縫い等）、製作途中（彩色）の各段階でも都度承認を必要とする。
9. トリミングを実施する場合、本キャラクターの一部が切れることがないように注意し、本キャラクターの全体像を把握することができる範囲で、使用する。
10. 本キャラクターの使用にあたって背景イラスト・デザインを新たに描きおこす場合、本キャラクターの世界観に相応のものとなるように留意した上で、事前監修を受ける。
11. 必ず著作権表記（©やなせたかし／やなせスタジオ）をする。
12. 本キャラクターを使用したノベルティを製作する場合は、著作権表記（©やなせたかし／やなせスタジオ）とともに必ず非売品表示を表記する。

例) Not for sale、非売品